

令和7年度 東京都育業によるパワーアップ応援事業（専門家派遣）募集要項

1 趣旨

育児・介護休業法の改正で育業の柔軟な取得が可能になったことを契機に、夫婦で子育てを分担することを前提とした育業を推進する中小企業等に対し、専門家を派遣し、助言を行うことで、中小企業等における従業員の育業促進及び環境整備の推進を図ることを目的とした事業です。

2 内容

公益財団法人東京しごと財団が実施する「働くパパママ育業応援奨励金」（以下、「育業応援奨励金」という。）のうち「パパと協力！ママコース」に申請するにあたり、育業促進等に関する取組計画の作成等についてお悩みをお持ちの中小企業等に、都が専門家（社会保険労務士）を派遣し、助言を行います。

- (1) 派遣料：無料
- (2) 派遣回数：3回まで
- (3) 派遣時間：1回につき原則2時間以内
- (4) 派遣期間：派遣を決定してから令和8年3月31日（火曜日）まで
- (5) 助言内容
 - ① 育業応援奨励金のうち「パパと協力！ママコース」様式1号別紙「育業促進等に関する取組計画」の作成に関する相談・助言
 - ② その他改正育児・介護休業法に係る制度整備・運用等に関する相談・助言
 - ③ 育業促進に関する相談・助言

3 申請要件

申請を希望する企業（個人事業主を含む。）は、下記の要件を満たしている必要があります。

- (1) 都内で事業を営んでいること。

法人においては本店又は支店・営業所等（以下、「事務所」という。）が都内にあることとし、個人においては事業所地が都内であることとします。ただし、都内の本店又は事務所に営業実態がなく、東京都に対して法人住民税を申告納付していない場合を除きます。
- (2) 常時雇用する労働者の数が2人以上300人以下の企業、一般社団法人及び一般財団法人等であること。又は、自ら事業を行っている個人であり、常時雇用する労働者が2人以上いること。

常時雇用する労働者とは次の①から③を指し、登録型派遣労働者は除きます。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 有期雇用の場合、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- ③ 日々雇用契約が更新される労働者でも、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 2 の「公益法人等」に該当（法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）、又は別表第 3 の「協同組合等」に該当するもの、労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）に規定する労働者協同組合（ただし、法人税法別表 2 の「公益法人等」に該当するもの及び同法別表 3 の「協同組合等」に該当するものを除く。）も含まれます。ただし、次の①から③のいずれかを満たすものは除きます。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生および相互救済等を主な目的とするもの
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和 23 年法律 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

(4) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当しないこと並びに法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。

(5) 育業応援奨励金のうち「パパと協力！ママコース」を申請予定の企業等（以下、「ママ企業」という。）又は、育業応援奨励金のうち「パパと協力！ママコース」の申請書に記載されている女性従業員（ママ）の子の父親（パパ）が在籍する企業等（以下、「パパ企業」という。）であること。

(6) ママ企業においては、育業応援奨励金のうち「パパと協力！ママコース」様式 1 号別紙「育業促進等に関する取組計画」を策定し、取組の実施を予定していること。パパ企業においては、改正育児・休業法等に関する助言を求めていること。

【申請に係る注意事項】

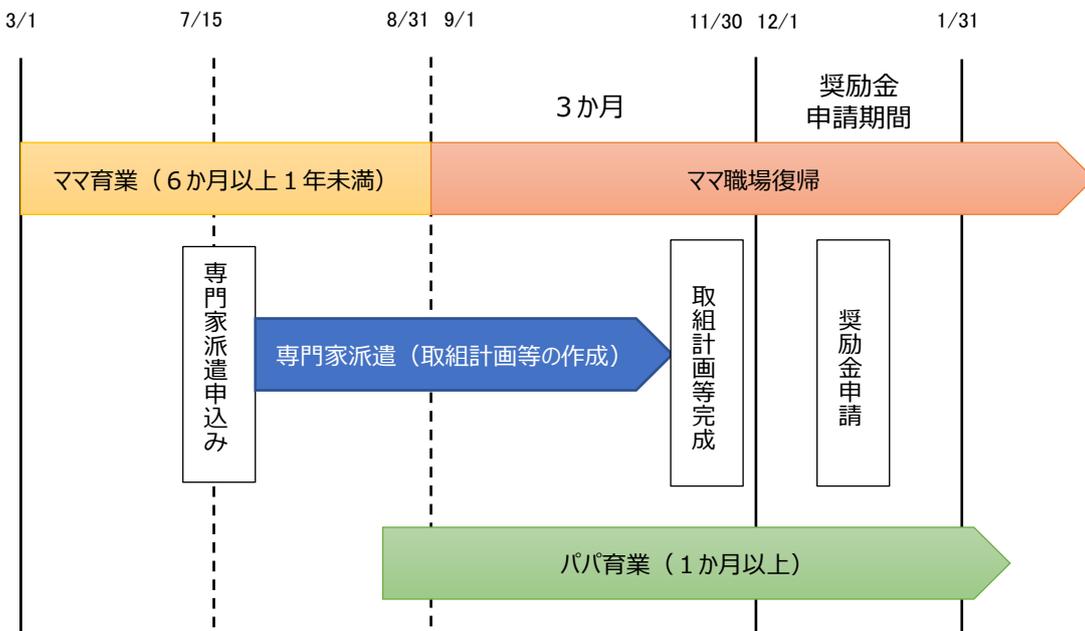
- 令和 7 年度内に、企業等及び企業等の代表者が東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金等を利用しており（又は利用する予定があり）、奨励金等の事業の内容と、当専門家派遣の取組計画の内容が重複すると認められる場合は、対象外とします。

- 企業等及び企業等の代表者は、当専門家派遣と東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣（以下、「職場環境づくり推進専門家派遣」という。）を同時に利用することができません。
（当専門家派遣への申請に係る派遣が終了した後でなければ、職場環境づくり推進専門家派遣を新たに申請することができません。また、職場環境づくり推進専門家派遣への申請に係る派遣が終了した後でなければ、当専門家派遣を新たに申請することができません。）
- 過去に当専門家派遣を受けたことがある場合は、対象外とします。

4 専門家派遣の流れ



活用イメージ（ママ企業）



- 申込受付順に、申請書の記載内容及び取組内容等の確認のため、電話によるヒアリングを行います。
- ヒアリング後、おおむね2週間程度で派遣の可否について決定し、通知いたします。なお、申請状

況によってはそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。また、ヒアリング等の結果によっては、派遣の決定をしないことがありますのでご了承ください。

- 専門家の派遣日時については、派遣決定の通知後、専門家より具体的な日時を相談させていただきます。
- 顧問や交流のある社会保険労務士を指名することも可能です。ただし、東京都社会保険労務士の会員である方に限ります。社会保険労務士を指名する場合、申請前に、直接申請企業が指名する社会保険労務士の内諾をお取りください。

なお、顧問契約業務に本事業の助言内容（上記 2（5）参照）が含まれている場合、顧問の社会保険労務士を指名することはできませんのでご注意ください。

- 専門家は取組計画等の作成に向けた相談助言を行います。取組計画等の作成自体は、助言を受けて、各企業で行っていただきます。専門家に一任はできませんのでご注意ください。
- オンラインでの助言にも対応しています。（対応できない場合もありますので、ご了承ください。）

5 申請方法

(1) 提出書類

- ① ママ企業：申請書（様式第 1 号の 1）…………… 原本 1 部
パパ企業：申請書（様式第 1 号の 2）…………… 原本 1 部

※ 申請書には、印鑑登録された印を押印してください。

- ② 顧問契約書【顧問の社会保険労務士を指名する場合のみ】…………… 写し 1 部

※ 様式の入手方法

「TOKYO はたらくネット」よりダウンロードしてください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/josei/katsuyaku/papamama/>



(2) 提出先及び提出方法

上記 5（1）の書類を、東京都労働相談情報センター（所在地等は下記 7 をご参照ください。）まで、郵送にてご提出ください。

(3) 申請受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）から令和 8 年 2 月 1 2 日（木曜日）まで（消印有効）

※ 上記期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。

6 その他

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律施行条例」及びその他の関係法令を遵守します。

なお、一度提出された申請書は返却いたしませんので、ご了承ください。

7 お問い合わせ・申請窓口

東京都労働相談情報センター 事業普及課 企業支援担当

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階

電話番号 03(5211)2248